

計量証明検査手数料

区分	単位	金額 (円)
1 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
・ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,400
・ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,800
・ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,200
・ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	3,100
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個につき	250
(3) (1) 又は (2) に掲げるもの以外のもの		
・ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	500
・ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	900
・ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	1,500
・ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	2,100
・ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	3,700
・ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,900
・ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	10,700
・ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	15,000
・ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	19,100
・ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	21,600
・ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	29,800
・ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	51,200
(4) 最小の目盛(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のもの		上記に掲げる金額の2倍
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個につき	10

分銅運搬手数料

区分	単位	金額 (円)
ひょう量が1トン以上の非自動はかりの所在の場所で行う定期検査又は計量証明検査	分銅の質量1トンにつき	2,900
備考		
<ul style="list-style-type: none"> 運搬が必要な分銅の質量に1トン未満の端数があるときは、その端数は、1トンとみなす。 運搬が必要な分銅の質量が24トンを超える場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、その都度知事が定める額とする。 		